

## 出 向 協 定 書

学校法人〇〇〇〇（以下「甲」という。）と公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「乙」という。）は、甲の職員（以下「出向者」という。）を乙へ出向させることについて、次のとおり協定を締結する。

（出向者）

- 第 1 条 この協定における「出向者」とは、乙が行う事業に協力するため、甲に在職のまま乙へ出向させる者をいう。
- 2 出向者は、〇〇〇〇とする。

（出向期間）

- 第 2 条 出向期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
- 2 業務の必要性等により、甲乙で協議の上、前項の出向期間を短縮することがある。

（所属及び職務内容）

- 第 3 条 出向者の所属及び職務内容は、甲の要望を斟酌して乙が定めた上で甲に通知する。

（就業条件）

- 第 4 条 出向者は、出向期間中、この協定書に定める事項、乙の就業規則及びその他諸規則・諸規程に従って就業するものとする。ただし、勤務時間、休日及び休暇については、別途、覚書を取り交わすものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、以下の事項については、甲の就業規則及びその他の諸規則・諸規程を適用するものとする。
- (1) 出向者の身分に関する事項（退職・解雇・定年・休職等）
  - (2) 給与・賞与に関する事項
  - (3) 前各号の他、乙の就業規則等をそのまま適用することが不適當な事項
- 3 出向者の時間外勤務については、乙における配属先の管理職の指示で行うものとする。
- 4 乙は、出向者の勤務状況について、別紙様式により、月 1 回甲に通知するものとする。

（出向期間中の給与等）

- 第 5 条 出向者の受けるべき給与（本給・諸手当・通勤費補給金・各期手当）は、甲の規定によって甲が直接本人に支給する。

（社会保険）

- 第 6 条 出向者の社会保険等（厚生年金・健康保険・介護保険・雇用保険）は、甲において資格を継続する。ただし、労災保険は、原則として、乙において乙の負担によって加入し、労災保険料算定の基礎額は、確定保険料算定期間に、甲から乙に通知する。

（退職金）

- 第 7 条 乙は、出向者の甲への復帰にあたっては退職金を支給しない。

（旅費並びにその他活動費）

第 8 条 出向者が乙の業務に従事するために必要な旅費並びにその活動費は、乙の規定に基づき乙が負担する。

(その他)

第 9 条 この協定書は 2 部作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各 1 部を保有する。

2 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
学校法人 〇〇〇〇  
理事長 〇〇 〇〇 (印)

(乙) 神奈川県相模原市南区文京 2 丁目 1 番 1 号  
公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム  
代表理事 〇〇 〇〇 (印)